

地方自治体とイかに 連携するか

～地域振興への次なる取組み～

ふるさと
故郷に根差すということ

まち実践社

代表 村橋 保春

原風景・原体験を共有する

今年8月にJR北海道から留萌線(留萌・増毛間16・7キロ)の廃線が発表された。鉄道事業性を示す輸送密度は昭和50年の1199人から平成26年には39人(1列車当たり3人)に大きく減少し鉄道事業者としては経営上致し方ない判断であり、強く反論することは難しい。

しかし鉄道は単なる社会インフラと言い切ることができない、きわめて情緒的な存在である。鉄道により故郷を出るとき、故郷に帰るとき、喜びと悲しみ、出会いと別れ、栄光と失意など多くの輻輳した思いが混在し、しかもそうした思いが故郷の多くの人々が共有する。鉄道駅という場に対して人々が郷愁や愛慕を感じるの、故郷の原風景・原体験として故郷の人々と共有しているからである。

故郷が故郷たり得るためには、原風景・原体験となるものそこに暮らす人々が共有していなければならぬ。お国言葉、郷土料理、祭りや伝承、街並み

や景観、故郷の英雄など、たった一つの事柄で互いに鎧を脱ぎ捨てて油断しあえる関係になる。故郷の強みはここにある。

東日本大震災ののちいち早く道路の復旧がなされた。震災復興のために道路は大きな役割を果たしており、道路を重視することは適切である。しかし故郷の人々は鉄道の復旧を望み、復旧は人々に勇気と活力を与えた。鉄道は故郷を表す原風景・原体験だからである。

故郷としての地方自治体

故郷と地方自治体とは重なり合うか。面的輪郭がびつたり重なる地方自治体は少ない。特に市町村合併を行った地域は自治体全体で共有できる原風景・原体験が少ない場合があり、これを原因として自治体内での軋轢を生んでいる例も散見される。ただしもともと近接する地域が合併したのであり、互いに似通った風景や経験を持つているので徐々に輪郭は重なり合うものと考えられる。

故郷の輪郭はその輪郭の内と

外で共有する原風景・原体験が異なることを意味し、故郷の人々はその輪郭内で故郷の独自性を活かして暮らしたいと考える。こうした暮らしは安心でき心地いい。ここに「自治」の考え方が生まれる。地方自治とは国家からの統治に対抗する考えであり、憲法もこれを認めている。

地方自治体とは「相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政権等地方自治の基本的権能を付与された地域団体」をいい、「自主」こそが地方自治において肝要である。地方自治は「団体自治」と「住民自治」からなり、団体自治とは国から独立した団体として存在し自治権を保障されることをいい、住民自治とは住民主体の自治をいう。地方自治が適切に実施されるためには、住民が共通した故郷の意識をどれだけ持つことができるかが大きなポイントだと考える。

地方自治体の留意すべき性格

地方自治体を持つ権能について確認する。まず自治立法権が保障され地方自治体として条例

や規則を制定することができ
る。次に、事務を処理し行政を
執行する権能を有し、役所内で
のもろもろの業務や福祉教育、
地域振興などの政策執行などが
行われる。そして財産の管理と
して、一会計年度における一切
の収入と支出を予算として編成
し執行するとともに、公有財産
などの財産を適切に管理する。

市町村のような基礎自治体は
日々の暮らしに深く密着し剛直
な印象は少ない。首長も議会議
員も住民が自ら選んだという意
識は強く、政策執行に関しても
積極的に物申す。原風景・原体験
の共有がこうした状況を形作り
ている。

ここからは私見である。地方
自治体職員の方々は誠実な人が
多く、事業センスは乏しい。こ
れには理由がある。地方自治法
第2条第14項に『地方公共団体
は、その事務を処理するに当つ
ては、住民の福祉の増進に努め
るとともに、最少の経費で最大
の効果を挙げるようにしなければ
ならない。』とあり、職員の方
々はひとえに住民のために行

動しこれが誠実さにつながる。
一方「最少の経費で最大の効果」
とあるように、リスクを負って
でも取り組む投資や成長発展を
目指す収益拡大の観点を持た
ず、単年度会計がこの傾向をよ
り強めている。

地方自治体が政策立案・執行
するための合意形成には多くの
労力と時間を要する。何とかま
とまった合意形成も棄却される
場合もある。組織ヒエラルキー
が明快な民間から考えると非常
に手間がかかり、業務執行の安
定性に欠けるととらえられるか
もしれない。民間は均質な従業
員により生産的、効率的に営利
を獲得するという明確な目標が
ある。地方自治体を構成する住
民はあり方も考え方も多様であ
り、その内容も変化する。民間
の手法が有効な場合もあるが手
法を強いることなく、まずは地
方自治体のこうした特性をしつ
かりととらえて取り組んでいく
ことが大切である。

地方自治体と連携する視点

信用組合はどのような視点で

地方自治体と連携すればよい
か。主なものを例示したい。

まず金融機関として指定金融
機関となることが挙げられる。
これにより地方自治体と強固な
関係を組み上げ、信用組合とし
ての信頼性を一層高めることと
なる。公金を預金とすることが
でき金融活動上も利点がある。
一方で収納代行・出納事務など
業務体制を整備しなければなら
ず、金融自由化により金利や手
数料による収益性は十分とは言
えない。個別に総合的に判断す
る必要がある。

住民福祉の向上、地域振興の
促進などをテーマとして地方自
治体が設ける協議会への参加も
連携の一つである。信用組合に
は金融活動を通して経営ノウハ
ウが蓄積されている。地方創生
は地域における産官学金労言の
連携、特に地域金融の活躍を期
待している。政策目標をよりの
確に実現するために信用組合と
して大いに協力し腕を振るうこ
とが求められている。

地方自治体の施策には自治体
予算のほか資金を必要とする

事業も数多くある。金融機関と
の連携を前提条件としている施
策もある。単なる資金調達にと
どまらず、融資を通じた金融機
関の目利きとマネジメント力を
期待している。今後ともこの傾
向は強まっていく。

なぜ地方自治体と連携する のか

本稿は信用組合がいかに地方
自治体と連携するかについて、
事例に基づき具体的に紹介し、
多くの信用組合ご関係者が積極
的に地方自治体との連携を考え
る機会となることを目指してい
る。

信用組合は地域に深く根差
し、故郷という原風景・原体験
を共有できる金融機関である。
地方自治体が一番近いところに位
置する金融機関である。信用組
合にとって地方自治体との連携
は事業機会の拡大というより、
本来の信用組合の理念から考え
ると連携は必須の事業であると
とらえられる。本稿はこうした
立場で論じていきたい。